

足立区

【お知らせ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 令和5年5月11日～令和6年3月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・特定健康診査受診券
・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

受診されたい実施機関が決まりましたら、必ず予約をしてください。

1. 足立区に住民登録をしている方を対象とします。

※受診時に、足立区外に転出された方、被保険者資格のない方は対象となりません。

2. 受診時に必ず「受診券」と「保険証」をご持参ください。

※「マイナンバーカード」の保険証利用の登録をされている場合でも、オンライン資格確認が導入されていない医療機関もありますので必ず「受診券」と「保険証」をご持参ください。

3. 医療機関により、予約制のところがあります。また、「胸部 X 線検査」「心電図検査」は別医療機関紹介となるところがあります。ご予約の際に実施機関にご確認ください。

4. 「貧血検査」「心電図検査」「血清クレアチニン検査及び eGFR」は、受診者全員に「受診券」の「特定健診(詳細部分)」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料で実施します。

※「特定健診(基本部分)」のみ、健診実施機関の窓口で自己負担額をご請求いたします。

5. 足立区の上乗せ項目健診として、受診者全員に「胸部X線検査」「血清尿酸」「総コレステロール」「non-HDLコレステロール」「血清アルブミン」を無料で実施します。

6. 「眼底検査」は、今年度の健診結果で「血圧」または「血糖」が実施基準に該当した方に、健診実施機関が結果説明日に「眼底検査紹介兼受診票」を発行し、「紹介日」を含め 15 日以内に指定の眼科医院で検査を受けていただきます。「眼底検査紹介兼受診票」を持参した方全員に「受診券」の「特定健診(詳細部分)」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料で実施します。

※「紹介日」を含め 15 日を過ぎると、「眼底検査紹介兼受診票」は使えなくなります。

※「紹介日」が令和6年3月17日以降の場合、眼底検査実施期限の令和6年3月31日までに検査を受けていただきます。